

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の 整備資金等に係る利子助成制度

:事業主

林野庁

:事業内容

国産木材を用いた公共建築物を建築した場合の利子助成

:事業対象物

サービス付き高齢者向け住宅 陽だまり

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等に係る利子助成制度のご案内

～木質バイオマス産業化促進事業～

活木活木(いきいき)森ネットワークでは、平成23年度から、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等に応じ、必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、利子の一部を助成していますのでご利用ください。

●利子助成制度の概要

	木造公共建築物の整備資金等	木質バイオマス利活用施設の整備資金等
対象施設	1 新築の場合 ①構造は原則木造 ②低コスト化、耐火性能の向上及びユニバーサルデザイン手法の導入等の先駆的な建築物又は不特定多数の地域住民が利用することで地域材利用促進の普及に効果のある施設 ③地域材使用量が総木材使用量のおおむね1/2以上 2 改装、改装の場合 ①構造は木造又は木造と他の構造との併用可 ②他の要件は1に準じる	1 木質バイオマス利活用施設の場合 ①木質バイオマスボイラー利活用施設 ②木質バイオマス供給施設 ③その他 (木質バイオマス利活用施設と認められる施設等) 2 木質バイオマス調達の場合 ①チップの調達 ②ペレットの調達 ③その他 (木質バイオマス調達と認められる調達等)
対象施設例	学校施設、研修施設、資料館、駅舎、バスターミナル、スポーツ施設、保養所、展示場、事務所、病院など	学校施設、研修施設、資料館、駅舎、バスターミナル、スポーツ施設、保養所、展示場、事務所、病院、農業用ハウスなどに木質バイオマスボイラー利活用施設や、ボイラー等の燃料用としてのチップ及びペレットの調達等
利子助成対象者	利子助成対象建築物の発注者で、建設資金の全部又は一部を次に掲げる指定金融機関から借り入れた者であること。	利子助成対象施設整備等の発注者で、施設整備資金の全部又は一部を次に掲げる指定金融機関から借り入れた者であること。
指定金融機関	農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会	
利子助成期間	最長15年間 借入金の償還期限が15年以内でうち据置期間が2年以内のものであること。	
助成限度額	建物本体の建築費用に相当する額	木質バイオマスボイラー利活用施設費用等の相当額(×)

※事業費は原則として、木質バイオマスボイラー5,000万円以上、木質バイオマス供給施設100,000万円以上、チップの調達1,350万円以上、ペレットの調達2,000万円以上等を想定。但し、これ以下の場合でも可。



木造公共建築物の内装



通所介護施設



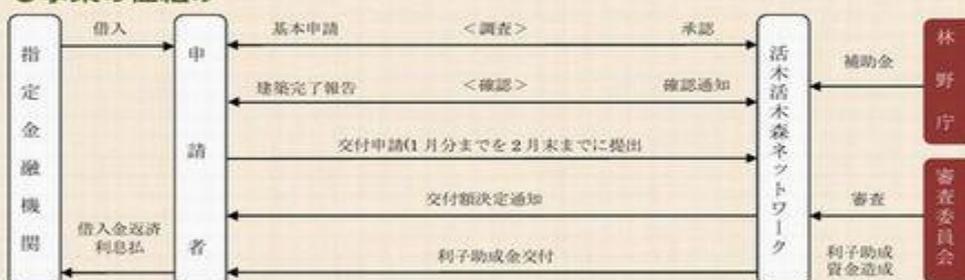
木質バイオマス調達

● 利子助成額等

利子助成の対象となる資金の借入残高に**利子助成率(最大2%)**を乗じて得た額を助成します。

たとえば2%の利息で2億円を借入、1年間据置き、14年間の元金均等返済の場合、15年間の合計助成額は概ね**3,340万円**となります。

● 事業の仕組み



排熱ボイラー施設



通所介護施設



多目的ホール (研修施設)



木質バイオマス燃料製造施設

利子助成制度に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人活木活木(いきいき)森ネットワーク

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル4階担当; 平沢(ひらさわ)

TEL:03-5844-6272 FAX:03-3816-5062 MAIL:mail@iki-mori.net